

第1 監査の対象

水辺公園、六原公園、杵ヶ島公園、北東山公園、苗田公園、長池公園、又前公園、山本公園、薬師堂公園、上島公園、松本南児童遊園、タウン牛山第1ちびっ子広場

第2 監査の期間

令和7年5月9日から令和7年6月26日まで

第3 監査の方法

監査に当たっては、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等に関して、春日井市監査基準に準拠し、関係書類の調査、関係職員からの説明の聴取及び現地調査を行った。

なお、監査は主な着眼点を次のとおり設定し、対象となる事項について調査を行った。

1 公園の施設の維持管理

- (1) 遊具等の破損や老朽箇所はないか。
- (2) 植栽のせん定、除草、清掃は適切に行われているか。
- (3) トイレ、水飲み場等の管理は適切に行われているか。

2 公園における安全確保

- (1) 遊具等の点検は適切に行われているか。
- (2) 障がい者、高齢者等の利用に配慮がされているか。
- (3) 防犯上の配慮がされているか。

3 公園の財産管理等

- (1) 公園台帳の作成や変更は適正に行われているか。
- (2) 占用許可等の手続きは適正に行われているか。
- (3) 物置、看板等の不法占拠はないか。

第4 監査の結果

水辺公園始め12公園について調査を行った結果、公園の施設の維持管理を始め安全確保、財産管理等については、おおむね適切に行われていると認めた。